

福井県特定最低賃金の適用業種（日本標準産業分類）一覧

1 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業

小分類 細分類

番号 番号

E110 管理、補助的経済活動を行う事業所のうち E1112, E1114, E1115, E1116, E1119, E112, E114 に係る事業所

E1100 主として管理事務を行う本社等

主として E1112, E1114, E1115, E1116, E1119, E112, E114 に係る繊維工業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

E1109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として E1112, E1114, E1115, E1116, E1119, E112, E114 に係る繊維工業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫

E111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業

E1112 化学繊維製造業

主として合成繊維を製造する事業所をいう。

レーヨンフィラメント製造業；スフ（ビスコース短繊維）製造業；アセテート長繊維製造業；アセテート短繊維製造業；ナイロン繊維製造業；ピニロン繊維製造業；ポリ塩化ビニリデン繊維製造業；ポリ塩化ビニル繊維製造業；ポリエステル繊維製造業；ポリエチレン繊維製造業；アクリル繊維製造業；ポリプロピレン繊維製造業；スパンデックス（弾性繊維）製造業；レーヨン系製造業；強力レーヨン製造業；キュプラ（銅アンモニア系）製造業

E1114 綿紡績業

主として綿から紡績糸を製造する事業所をいう。

落綿紡績業；特紡紡績業

E1115 化学繊維紡績業

主としてスフ（ビスコース短繊維）、アセテート短繊維、合成繊維短繊維などから紡績糸を製造する事業所をいう。

スフ紡績業；アセテート紡績業；合成繊維紡績業

E1116 毛紡績業

主として羊毛から紡績糸を製造する事業所をいう。

そ（梳）毛紡績業；紡毛紡績業

E1119 その他の紡績業

主として他に分類されない紡績糸を製造する事業所をいう。

絹紡績業；亜麻紡績業；ちよ麻紡績業；黄麻紡績業；和紡紡績業

E1111 製糸業，E1113 炭素繊維製造業，E1117 ねん糸製造業(かさ高加工糸を除く)及びE1118 かさ高加工糸製造業は除かれます。

E112 織物業

E1121 綿・スフ織物業

主として綿糸，スフ糸，合成繊維紡績糸，和紡糸などで，幅 13.0 cm より大きい織物を製造する事業所をいう。

和紡織物業；タオル地織物業

× ゴム糸入織物製造業 [E1125]

E1122 絹・人絹織物業

主として生糸，絹紡糸，レーヨン，合成繊維長繊維などで，幅 13.0 cm より大きい織物を製造する事業所をいう。

絹紡織物業

× ゴム糸入織物製造業 [E1125]

E1123 毛織物業

主としてそ毛糸，紡毛糸，合成繊維紡績糸などで，幅 13.0 cm より大きい織物を製造する事業所をいう。

そ（梳）毛織物業；紡毛織物業；織フェルト製造業

× ゴム糸入織物製造業 [E1125]

E1124 麻織物業

主として亜麻系，ちよ麻系，黄麻系，合成繊維紡績系などで，幅 13.0 cm（ただし，ホース地は直径 2.5 cm）より大きい織物を製造する事業所をいう。

亜麻織物業；ちよ麻織物業；黄麻織物業；ホース地織物業
× ゴム系入織物製造業 [E1125]

E1129 その他の織物業

主として他に分類されない幅 13.0 cmより大きい織物を製造する事業所をいう。

抄織紙織物業

× ゴム系入織物製造業 [E1125]

E1125 細幅織物業は除かれます。

E114 染色整理業

主として綿状繊維，糸，織物，ニット，レース，繊維雑品などに精練，漂白，染色及び整理仕上げ，その他の処理を行う事業所をいう。

機械染色整理業とは，精練，漂白，浸染，なっ染及び整理仕上の工程が機械的に行われているものをいう。

また，手加工染色整理業とは，精練，漂白，浸染，なっ染の工程が，主として人力によって行われるもので，その加工品の整理仕上工程が機械化されていても機械染色整理業とは認めない。

E1141 綿・スフ・麻織物機械染色業

主として綿，スフ，麻織物及び綿，スフ，麻風合成繊維織物に機械による精練，漂白，浸染，なっ染及びその附帯加工を行う事業所をいう。

綿・スフ・麻織物，綿・スフ・麻風合成繊維織物機械無地染業；綿・スフ・麻織物，綿・スフ・麻風合成繊維織物機械整理仕上業（つや出し，つや消し，起毛，防縮，防しゅう（皺），防水，柔軟，防火，シルケット，硬化，擬麻，押型，防ばい（黴），のり付け等の処理を含む）

E1142 絹・人絹織物機械染色業

主として絹（絹紡を含む），レーヨン織物及び絹，レーヨン風合成繊維織物に機械による精練，漂白，浸染，なっ染及びその附帯加工を行う事業所をいう。

絹・レーヨン織物，絹・レーヨン風合成繊維織物機械漂白業；絹・レーヨン織物，絹・レーヨン風合成繊維織物機械無地染業；絹・レーヨン織物、絹・レーヨン風合成繊維織物機械整理仕上業（つや出し、つや消し、起毛、防縮、防水、防火、防しゅう（皺）、柔軟、押型、のり付け等の処理を含む）

E1143 毛織物機械染色整理業

主として毛織物及び毛風合成繊維織物に機械による精練，漂白，浸染，なっ染，整理仕上げ，その他の処理を行う事業所をいう。

毛織物・毛風合成繊維織物機械漂白業；毛織物・毛風合成繊維織物機械無地染業；毛織物・毛風合成繊維織物機械なっ染業；毛織物・毛風合成繊維織物機械整理仕上業（固定、起毛、防虫、防ばい（黴）等の処理を含む）

E1144 織物整理業

主として織物（毛織物及び毛風合成繊維織物を除く）に機械による幅出し，乾燥などの処理を行う事業所（専業）をいう。

織物幅出業；織物乾燥業

E1145 織物手加工染色整理業

主として織物に人力による精練，漂白，浸染，なっ染，その他の処理を行う事業所をいう。

手なっ染業（スクリーン又は板上げの方法による友禅柄，成人女子・少女服柄，スカーフ柄，マフラー柄，ネッカチーフ柄，さらさ柄，小紋柄，ふるしき柄などのなっ染を含む）；注染業（中形，手ぬぐい染を含む）；和ざらし（晒）業；紋染業；手描染業；引染業；印はんでん染業；旗染業；長板本染業；精練・漂白業（白張を含む）；浸染業（あい染，紅染を含む）；手加工染色整理仕上業；織物手加工修整業

E1146 綿状繊維・糸染色整理業

主として綿状繊維及び糸に精練，漂白，染色，整理仕上げ，その他の処理を行う事業所をいう。

綿状繊維・糸漂白業；綿状繊維・糸染色業；綿状繊維・糸整理仕上業

E1147 ニット・レース染色整理業

主としてニット（靴下を含む），レースに精練，漂白，染色，整理仕上げ，その他の処理を行う事業所をいう。

ニット・レース漂白業；ニット生地・同製品（靴下を含む）・編レース漂白業；ニット・レース染色業；ニット生地・同製品（靴下を含む）・編レース染色業；ニット・レース整理仕上業；ニット生地・同製品（靴下を含む）・編レース整理仕上業

E1148 繊維雑品染色整理業

主としてタオル，細幅織物，組ひも，綱，網などに精練，漂白，染色，整理仕上げ，その他の処理を行う事業所をいう。

タオル染色整理業；細幅織物染色整理業；組ひも染色整理業；綱網染色整理業

2 繊維機械、金属加工機械製造業

小分類 細分類

番号 番号

E260 管理，補助的経済活動を行う事業所のうち E263，E266 に係る事業所

E2600 主として管理事務を行う本社等

主として E263，E266 に係る生産用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，法務，知的財産管理，企画，広報・宣伝，調査・研究開発，生産・プロジェクト管理，不動産管理，情報システム管理，保有資機材の管理，仕入・原材料購入，役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

E2609 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として E263，E266 に係る生産用機械器具製造業の事業所における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。

自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫

E263 繊維機械製造業

E2631 化学繊維機械・紡績機械製造業

主として糸を製造する機械を製造する事業所をいう。

綿・スフ紡績機械製造業；毛紡績機械製造業；麻紡績機械製造業；絹紡績機械製造業；ねん糸機械製造業；蚕糸機械製造業

E2632 製織機械・編組機械製造業

主として製織機械（製織用準備機械を含む）、編機、組機、レース機械、刺しゅう機械、製網機械、製網機械のような織物・編物製造機械を製造する事業所をいう。

主として毛糸手編機械を製造する事業所は細分類 E2635 に分類される。

綿織機製造業；絹・人絹織機製造業；麻・毛織機製造業；特殊織機製造業（リボン、ピロード、じゅうたんなど）；製織用準備機械製造業；製ちゅう（紐）機製造業；ニット機械製造業；製網機械製造業；製網機械製造業；レース機械製造業；刺しゅう機械製造業

× 金属織物用機械製造業 [E2699]；金網製造機械製造業 [E2699]；毛糸手編機械製造業 [E2635]

E2633 染色整理仕上機械製造業

主として洗浄、精練、漂白、なっ染、乾燥機械などの糸及び織物の処理・仕上機械を製造する事業所をいう。

繊維精練・漂白機械製造業；染色機械製造業；なっ染機械製造業；繊維仕上機械製造業；織物仕上機械製造業；織物乾燥機械製造業

E2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業

主として繊維機械の部分品、取付具及び附属品を製造する事業所をいう。主としてマシン部分品を製造する事業所は細分類 E2635 に分類される。

化学繊維機械部分品製造業；紡績機械部分品製造業；製織機械部分品製造業；染色・整理・仕上機械部分品製造業；スピンドル製造業；針布製造業；シャトル製造業；ドビー製造業；ジャカード製造業；おさ製造業；木管製造業（紡績用のもの）；メリヤス針製造業；ノズル（紡糸用のもの）製造業；プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用）；編組機械部分品製造業；ワイヤーヘルド製造業；ドロップ製造業；チンローラ製造業；フルテッドローラ製造業；リング製造業

× ノズル（配管用）製造業 [E2431]；マシン部分品製造業 [E2635]；編針製造業 [E3224]

E2635 縫製機械製造業

主としてマシン及びマシン以外の縫製機械（縫製準備工程機械、縫製仕上工程機械を含む）を製造する事業所をいう。

工業用マシン製造業；家庭用マシン製造業；毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）；マシン部分品及び附属品製造業（テーブルを除く）；

縫製準備工程機械（縫製用裁断機，目打機，柄合機，延反機，解反機）製造業；縫製仕上工程機械（プレス機）製造業

× ミシンテーブル製造業（木製）[E1311]；ミシン針製造業 [E3224]；高周波ミシン製造業 [E2969]

ただし、工業用ミシン製造業[E2635]，家庭用ミシン製造業[E2635]，毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）[E2635]については，除かれます。

E266 金属加工機械製造業

E2661 金属工作機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類を製造する事業所をいう。

旋盤製造業；ボール盤製造業；フライス盤製造業；研削盤製造業；歯切盤製造業；歯切盤及び歯車仕上げ機械製造業；マシニングセンタ製造業；放電加工機械製造業；専用機製造業(金属工作機械)

× 鍛造機械製造業 [E2662]；金属プレス機械製造業 [E2662]；工作機械部分品・附属品製造業 [E2663]；タップダイス製造業 [E2664]；機械工具製造業 [E2664]；切削工具製造業 [E2664]

E2662 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）

主としてプレス，鍛造，屈曲，圧延，切断を行う機械を製造する事業所をいう。

これらの機械の成形作業は切削工具によらないものである。

主として電気溶接機を製造する事業所は中分類 E29 [E2921] に分類される。

圧延機械製造業；線引機製造業；製管機製造業；プレス機械製造業(油圧プレス、機械プレス、人カプレスなど)；せん断機製造業；鍛造機製造業；ガス溶接製造業；巻線機（コイルワインディングマシン）製造業；空気ハンマ製造業；ベンディングマシン製造業；ワイヤフォーミングマシン製造業；ガス溶接機製造業

× 電気溶接機製造業 [E2921]；ダイカストマシン製造業 [E2651]；金属加工機械部分品・附属品製造業 [E2663]

E2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具，金型を除く）

主として金属工作機械並びに金属加工機械用部分品及び附属品を製造する事業所をいう。

金属圧延用ロール製造業；工作機械（旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤など）用部分品及び付属品製造業；ダイピン類製造業；ダイスプリング製造業

× 治具製造業 [E2664]；金型製造業 [E2691,2692]

E2664 機械工具製造業（粉末や金業を除く）

主として動力付の手持工具，切削工具，工具保持器，治具などを製造する事業所をいう。

主な製品は，(1)電動工具，空気動工具，(2)ブローチ，カッタ，バイト，ビット，ドレッサ，ドリル，リマ，タップ，ダイス，ダイヤモンド工具，超硬工具，その他の切削工具，(3)アーバ，コレット，ソケットその他の工具保持器などである。

主として手道具（動力付きを除く）を製造する事業所は中分類 E24 [E2423] に、超硬チップを製造する事業所は中分類 E24 [E2453] に分類される。

特殊鋼工具製造業；動力付手持工具製造業（びょう打ハンマ、グラインダなど）

× 手道具製造業 [E2423]；工業用計量器製造業 [E273]；超硬チップ製造業 [E2453]

3 電気機械器具製造業（略称）

小分類 細分類

番号 番号

E280 管理，補助的経済活動を行う事業所のうち E281，E282，E283，E284，E285，E289 に係る事業所

E2800 主として管理事務を行う本社等

主として E281，E282，E283，E284，E285，E289 に係る電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，法務，知的財産管理，企画，広報・宣伝，調査・研究開発，生産・プロジェクト管理，不動産管理，情報システム管理，保有資機材の管

理，仕入・原材料購入，役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

E2809 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として E281，E282，E283，E284，E285，E289 に係る電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。

自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫

E281 電子デバイス製造業

E2811 電子管製造業

主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。

主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は中分類 E29 [E2941] に分類される。

真空管製造業（通信用のもの）；X線管製造業；水銀整流管製造業；光電管製造業；マイクロ波管製造業；放電管製造業

× 水銀放電灯製造業 [E2941] トランジスタ製造業 [E2813]

E2812 光電変換素子製造業

主として光電変換素子製造業（半導体素子を除く）を製造する事業所をいう。

発光ダイオード製造業；フォトカプラ製造業；インタラプタ製造業

× トランジスタ製造業 [E2813]

E2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）

主として半導体素子を製造する事業所をいう。

ダイオード製造業；トランジスタ製造業；サイリスタ製造業；サーミスタ製造業

× 発光ダイオード製造業 [E2812]

E2814 集積回路製造業

主として半導体集積回路，薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。

主として集積回路に抵抗器，コンデンサ，半導体素子などの個別部品を付加したものと及び超小形構造（1立方cmの中に，3個以上の素子実装密度を有するもの）の電子部品を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし，主として複合部品（回路の標準化に適合させるため，従来の抵抗器，コンデンサなどの個別部品を一体化したものを）を製造する事業所は小分類 E282 [E2821] に分類される。

半導体集積回路製造業；薄膜集積回路製造業；混成集積回路製造業；超小形構造集積回路製造業；中央演算処理装置（CPU）製造業；コンバータ製造業

× 複合部品製造業 [E2821]

E2815 液晶パネル・フラットパネル製造業

主として液晶パネル，有機 EL パネルなどを製造する事業所をいう。

有機 EL パネル製造業；液晶素子製造業

× 液晶ディスプレイ製造業（パーソナルコンピュータ用）[E3035]；液晶ディスプレイ製造業（事務機器用）[E2719]

E282 電子部品製造業

E2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業

主として抵抗器，コンデンサ，変成器及び複合部品（回路の標準化に適合させるため，従来の抵抗器，コンデンサなどの個別部品を一体化したものを）を製造する事業所をいう。

抵抗器製造業（電力用を除く）；コンデンサ製造業（電力用を除く）；変成器製造業（電力用を除く）；電子機器用小型電源変圧器製造業；電子機器用蓄電器製造業

× 電力用抵抗器製造業 [E2914]；電力用蓄電器製造業 [E2929]；変圧器製造業（送配電用、機器用、シグナル用、[2912]）；ネオン変圧器製造業 [2912]；計器用変圧器製造業 [2912]

E2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業

主としてスピーカ，マイクロホン，ヘッドホンなどの部品，磁気ヘッド及び，小形モーター（入力電力3ワット未満のもの）を製造する事業所をいう。

ただし，電気音響機械及び附属品（完成品）を製造する事業所は中分類 E30 [E3023] に分類される。

スピーカ部品製造業；マイクロホン部品製造業；イヤホン部品製造業
ヘッドホン部品製造業
×スピーカシステム製造業 [E3023]；モーター製造業（入力電力3ワット以上のもの）[E2911]

E2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

主としてコネクタ，スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。

コネクタ製造業（配線器具を除く）；スイッチ製造業（配線器具及び電力用開閉器を除く）；リレー製造業（電力用継電器及び遮断器を除く）

×配線用接続器製造業 [E2915]；配線小形開閉器製造業 [E2915]；電力用開閉器製造業 [E2913]；継電器製造業（電力用）[E2913]；遮断器製造業 [E2913]

E283 記録メディア製造業

E2831 半導体メモリメディア製造業

主として半導体メモリカード，メモリースティック，その他のメモリカードを製造する事業所をいう。

SDメモリカード製造業；メモリースティック製造業；コンパクトフラッシュ製造業

×MOS型メモリ製造業 [E2814]

E2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

主として記録する前の光ディスク，磁気ディスク，磁気テープ等を製造する事業所をいう。

ただし，主として情報を記録した光ディスク，磁気ディスク，磁気テープを製造する事業所は中分類 E32 [E3296] に分類される。

光ディスク製造業（生のもの）；CD・R/RW製造業（生のもの）；DVD・R/RW製造業（生のもの）；磁気ディスク製造業（生のもの）；フレキシブルディスク製造業；MO製造業；オーディオ用テープ製造業；ビデオ用テープ製造業；コンピュータ用テープ製造業

×情報記録物製造業 [E3296]

E284 電子回路製造業

E2841 電子回路基板製造業

主として電子回路基板を製造する事業所をいう。

主な製品は、プリント配線板（回路設計に基づいて、部品間を接続するために導体パターンを絶縁基板の表面又は表面とその内部に、プリントによって形成された板）、モジュール基板（プリント配線板へ搭載され、電氣的相互接続が可能な板）などである。

片面・両面・多層リジッドプリント配線板製造業；ビルドアップ配線板製造業；フレキシブルプリント配線板製造業；フレックスリジッドプリント配線板製造業；セラミックスプリント配線板製造業；メタルコアプリント配線板製造業；リジッドモジュール基板製造業；TAB・COF基板製造業；セラミックスモジュール基板製造業

×プラスチック製金属張基板製造業（配線前のもの）[E1831]；プラスチック製絶縁基板製造業（配線前のもの）[E1831]；電子回路実装基板製造業 [E2842]

E2842 電子回路実装基板製造業

主として電子回路実装基板（電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの）を製造する事業所をいう。

主な製品は、プリント配線実装基板（プリント配線板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの）、モジュール実装基板（モジュール基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの）などである。

ただし、電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類 E29 [E291～E297] に、情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類 E30 [E301～E303] のそれぞれに、ユニット部品は小分類 [E285] に分類される。

挿入部品実装基板製造業；チップ部品実装基板製造業；ICパッケージ実装基板製造業；ワイヤボンディング実装基板製造業；TAB・COF実装基板製造業；フリップチップ実装基板製造業

×電子回路基板製造業 [E2841]；ユニット部品製造業 [E285]

E285 ユニット部品製造業

E2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット（受信用チューナ、受信用アンテナなど）及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。

スイッチング電源製造業；放送（通信）受信チューナユニット製造業；分配・分岐・混合・分波・整合器製造業；ブースタユニット製造業；コンバータユニット製造業；エアコンユニット製造業；選局ユニット製造業；

タイマユニット製造業；モジュレータユニット製造業；パワーコントロールユニット製造業

E2859 その他のユニット部品製造業

主として他に分類されないユニット部品を製造する事業所をいう。

電子部品組立製造業；紙幣識別ユニット製造業；硬貨区分ユニット製造業；液晶表示ユニット製造業

× 電子回路実装基板製造業 [E2842]

E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

E2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器（電力用を除く）、磁性材部分品（粉末や金によるもの）など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

整流器製造業（電力用を除く）；ダイヤル製造業；プラグ・ジャック製造業（電力用を除く）；磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの）；雑音防止器製造業；テレビ画面安定器製造業；共振子・発振子製造業；フィルタ製造業；ソケット製造業（電球用を除く）；センサ製造業；タッチパネルセンサ製造業；カラーフィルタ製造業

× 永久磁石製造業 [E2999]

E290 管理，補助的経済活動を行う事業所のうち E291，E292，E296 に係る事業所

E2900 主として管理事務を行う本社等

主として E291，E292，E296 に係る電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，法務，知的財産管理，企画，広報・宣伝，調査・研究開発，生産・プロジェクト管理，不動産管理，情報システム管理，保有資機材の管理，仕入・原材料購入，役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

E2909 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として E291，E292，E296 に係る電気機械器具製造業の事業所における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。

自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫

E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

E2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

主として一般産業用及び鉄道車両，船舶用の電動機，発電機並びに電動機，内燃機関，蒸気機関，蒸気タービンなどによりく動される発電装置，その他の回転電気機械を製造する事業所をいう。

ただし，内燃機関用電動機，発電機を製造する事業所は小分類 E292 [E2922] に分類される。

ターボゼネレータ製造業；電動車両用モーター（トラクションモーター、電力モーター）製造業

× 電動機・発電機製造業（内燃機関用のもの）[E2922]

E2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）

主として送配電用及び機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。

無線周波及び低周波変成器，チョークコイルなどの電子機器用変成器を製造する事業所は中分類 E28 [E2821] に分類される。

変圧器製造業（送配電用，機器用，シグナル用）；ネオン変圧器製造業；計器用変成器製造業；リアクトル製造業；電圧調整器製造業

× 電子機器用変成器製造業（高周波・低周波用）[E2821]；電子機器用小形電源変圧器製造業 [E2821]；ベル用変圧器製造業 [E2915]；がん具用変圧器製造業 [E3251]

E2913 電力開閉装置製造業

主として電力開閉装置を製造する事業所をいう。

開閉器製造業（電力用のもの）；継電器製造業（電力用のもの）；断路器製造業；遮断器製造業；避雷器製造業；電力用ヒューズ装置製造業

E2914 配電盤・電力制御装置製造業

主として配電盤及び電力制御装置を製造する事業所をいう。

主としてリアクトル及び電圧調整器を製造する事業所は細分類 E2912 に分類される。

制御装置製造業（車両用を含む）；起動器製造業；抵抗器製造業（電力用のもの）配電ばこ製造業；自動調整装置製造業；制御器製造業

× リアクトル製造業 [E2912]；電圧調整器製造業 [E2912]

E2915 配線器具・配線附属品製造業

主として配線器具（小形開閉器，点滅器，接続器，電球保持器など）及び配線ばこ並びに部品（パネルボード，小形配線ばこ，ヒューズなど）を製造する事業所をいう。

陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は中分類 E21 [E2144] に，ガラス絶縁材料を製造する事業所は中分類 E21 [E2119] に分類されるが，電線管接続附属品及び電鈴（ベル用変圧器を含む）は本分類に含まれる。

主として電気照明器具を製造する事業所は小分類 E294 [E2942] に分類される。

小形開閉器製造業；点滅器製造業；接続器製造業；電球保持器製造業；鉄道用配線器具製造業；パネルボード製造業；小形配線ばこ製造業；ヒューズ製造業；電線管接続附属品製造業；ベル用変圧器製造業；プラスチック製差込プラグ製造業；スイッチ製造業

× 陶磁器製絶縁材料製造業 [E2144]；ガラス製絶縁材料製造業 [E2119]；電気照明器具製造業 [E2942]；プラスチック製絶縁材料製造業 [E1897]

E292 産業用電気機械器具製造業

E2921 電気溶接機製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所をいう。

主としてガス溶接装置を製造する事業所は中分類 E26 [E2662] に分類される。

電弧溶接機製造業；抵抗溶接機製造業；電極保持具製造業（溶接用）

× ガス溶接機製造業 [E2662]；溶接棒製造業 [E2479]

E2922 内燃機関電装品製造業

主として自動車，航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所をいう。

スターターモータ製造業（自動車・航空機用）；航空機用電装品製造業；点火せん・点火装置製造業（内燃機関用）；電動機・発電機製造業（内燃機関用）；電気式始動機製造業；セルモーター製造業；発電機製造業（自動車・航空機用）；点火用コイル製造業；ディストリビュータ製造業；充電機製造業；磁石発電機製造業；点火せん用結線装置製造業

E2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）

主として蓄電器（電子機器用を除く），を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

蓄電器製造業（電子機器用を除く）；はんだごて製造業（電気式）；電磁石製造業；車両用集電装置製造業；整流器製造業（電力用）；赤外線乾燥装置製造業；車載充電器製造業（電気自動車用）

× 電子機器用蓄電器製造業 [E2821]

E296 電子応用装置製造業

E2961 X線装置製造業

主として医療用及び産業用X線装置を製造する事業所をいう。

主としてX線管及びX線用整流管を製造する事業所は中分類 E28 [E2811] に分類される。

医療用・歯科用X線装置製造業；X線探傷機製造業

× X線管製造業 [E2811]；X線フィルム製造業 [E1695]

E2962 医療用電子応用装置製造業

主として電子エネルギーを利用した医療用の電子応用装置を製造する事業所をいう。

医療用粒子加速装置製造業；医療用放射性物質応用装置製造業；超音波画像診断装置製造業（循環器用，腹部用を含む）；超音波ドプラ診断装置製造業；磁気共鳴画像診断装置製造業；高周波及び低周波治療器製造業（家庭用を除く）；エミッションCT装置製造業；レーザー応用治療装置製造業；レーザー手術用機器製造業；結石破碎装置製造業

× 高周波及び低周波治療器製造業（家庭用）[E2939]；医療用・歯科用X線装置製造業 [E2961]；産業用電子応用装置製造業 [E2969]；電子計算機製造業 [E3031]；医療用計測器製造業 [E2973]

E2969 その他の電子応用装置製造業

主として粒子加速装置，放射性物質応用装置，弾性波応用装置，超音波応用装置，電磁応用探知装置，電気探知装置，高周波電力応用装置，電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。

水中聴音装置製造業；魚群探知機製造業；磁気探知機製造業；高周波ミシン製造業；電子顕微鏡製造業；電子応用測定装置製造業（医療用を除く）；サイクロトロン製造業；放射線応用計測器製造業；レーザー装置製造業（医療用を除く）；高周波加熱装置製造業；産業用電子応用装置製造業

× 電子計算機製造業 [E3031]；医療用計測器製造業 [E2973]；医療用電子応用装置製造業 [E2962]

E300 管理，補助的経済活動を行う事業所のうち E301，E302 に係る事業所

E3000 主として管理事務を行う本社等

主として E301，E302 に係る情報通信機械器具製造業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，法務，知的財産管理，企画，広報・宣伝，調査・研究開発，生産・プロジェクト管理，不動産管理，情報システム管理，保有資機材の管理，仕入・原材料購入，役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

E3009 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として E301，E302 に係る情報通信機械製造業の事業所における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。

自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫

E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

E3011 有線通信機械器具製造業

主として電話機，交換機，電信機，搬送装置，有線放送装置及びその他の有線通信機械器具を製造する事業所をいう。

主として通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 E28 に，真空管を製造する事業所は中分類 E28 [E2811] に，半導体素子を製造する事業所は中分類 E28 [E2812,E2813] に分類される。

電話機製造業；交換装置製造業；ファクシミリ製造業；搬送装置製造業×携帯電話機製造業 [E3012]；無線通信機製造業 [E3013]；通信機械器具部分品製造業 [E28]；真空管製造業 [E2811]；半導体素子製造業 [E2813]

E3012 スマートフォン・携帯電話機・PHS 電話機製造業

主としてスマートフォン，携帯電話機，PHS 電話機を製造する事業所をいう。

E3013 無線通信機械器具製造業

主として無線通信機械器具及び各種無線応用機器を製造する事業所をいう。

主として携帯電話機・PHS電話機を製造する事業所は細分類 E3012 に、主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所は細分類 E3014 に、電気音響装置を製造する事業所は小分類 E302 [E3023] に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 E28 に、真空管を製造する事業所は中分類 E28 [E2811] に、半導体素子を製造する事業所は中分類 E28 [E2812,E2813] にそれぞれ分類される。

○ラジオ送信装置製造業；無線送信機製造業；無線受信機製造業；ロラン装置製造業；レーダ製造業；着陸誘導装置製造業；距離方位測定装置製造業；気象観測装置製造業；遠隔制御装置製造業；無線応用航法装置製造業；放送用テレビカメラ製造業；テレビジョン放送装置製造業；GPS装置製造業；カーナビゲーション製造業；可搬形通信装置製造業；車両用通信装置製造業；船舶用通信装置製造業；航空用通信装置製造業；携帯用通信装置製造業；救命艇用通信装置製造業；方向探知機製造業；ビーコン装置製造業；レーダ装置製造業

×携帯電話機製造業 [E3012]；ラジオ受信機製造業 [E3014]；テレビジョン受信機製造業 [E3014]；録音装置製造業 [E3023]；拡声装置製造業 [E3023]；通信機械器具部分品製造業 [E28]；真空管製造業 [E2811]；光電変換素子製造業 [E2812]；半導体素子製造業 [E2813]

E3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所をいう。

主としてラジオ付カセットレコーダを製造する事業所は小分類 E302 [E3023] に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 E28 に、真空管を製造する事業所は中分類 E28 [E2811] に、半導体素子を製造する事業所は中分類 E28 [E2812,E2813] にそれぞれ分類される。

×ラジオ付カセットレコーダ製造業 [E3023]；通信機械器具部分品製造業 [E28]；真空管製造業 [E2811]；光電変換素子製造業 [E2812]；半導体素子製造業 [E2813]

E3015 交通信号保安装置製造業

主として交通保安の用に供する電気信号保安装置及び機械信号保安装置並びに鉄道軌条の転てつ器、その他の分岐器を製造する事業所をいう。

電気信号装置製造業；鉄道信号機製造業；自動転てつ器製造業；分岐器製造業

E3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として音響信号装置，警報装置などのような他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。

火災警報装置製造業；盗難警報装置製造業；発光信号装置製造業；通報信号装置製造業

×電気信号装置製造業 [E3015]；鉄道信号機製造業 [E3015]；自動転てつ器製造業 [E3015]；電子回路基板製造業 [E2841]

E302 映像・音響機械器具製造業

E3021 ビデオ機器製造業

主として磁気録画装置（デジタルカメラを除く）又は画像再生装置を製造する事業所をいう。

磁気録画装置（V・T・R）製造業；画像再生装置（E・V・R）製造業；DVDプレーヤ製造業；ビデオカメラ製造業；防犯カメラ製造業

×テレビジョン受信機製造業（V・T・R等と一体のものを含む）

[E3014]；デジタルカメラ製造業 [E3022]；ビデオ用テープ製造業 [E2832]；放送用テレビカメラ製造業 [E3013]；テレビジョン放送装置製造業 [E3013]；ビデオディスクレコード製造業 [E3296]；ビデオテープレコード製造業 [E3296]

E3022 デジタルカメラ製造業

主としてデジタルカメラを製造する事業所をいう。

×ビデオカメラ製造業 [E3021]；携帯電話機製造業 [E3012]；写真機製造業 [E2752]；光学機械用レンズ・プリズム製造業 [E2753]

E3023 電気音響機械器具製造業

主として録音装置，再生装置，拡声装置及び附属品（完成品）を製造する事業所をいう。

主として録音済みの記録物を製造する事業所は中分類 E32 [E3296] に，生の磁気テープ，磁気ディスクを製造する事業所は中分類 E28 [E2832] に分類される。

録音装置製造業；ICレコーダ製造業；ステレオ製造業；拡声装置製造業；スピーカシステム製造業；マイクロホン製造業；ヘッドホン製造業；補聴器製造業；ハイファイ用増幅機器製造業；オーディオディスクプレーヤー製造業；ピックアップ製造業

×電子部品・デバイス・電子回路製造業 [E28]；情報記録物製造業 [E3296]；磁気テープ・光ディスク等製造業 [E2832]

4 百貨店，総合スーパー

小分類 細分類

番号 番号

・1560 管理，補助的経済活動を行う事務所のうち 1561,1562 に係る事業所

15600 主として管理事務を行う本社等

主として 1561，1562 に係る各種商品小売業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，法務，知的財産管理，企画，広報・宣伝，調査・研究開発，生産・プロジェクト管理，不動産管理，情報システム管理，保有資機材の管理，仕入・原材料購入，役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・支社・支所

15608 自家用倉庫

主として 1561，1562 に係る各種商品小売業において，自企業の物品等を保管する事業所をいう。

15609 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として 1561，1562 に係る各種商品小売業における活動を促進するため，同一企業の他事務所に対して，輸送，掃除，修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○自家用倉庫；自家用修理工場

1561 百貨店

15611 百貨店

百貨店，デパートメントストア等と称され，衣食住にわたる各種商品を扱う設備と応援要員を備え，他主体による各種専門店を配置しつつ，階別に異なる主要商品の展示を基本に，主として衣料，宝飾品，インテリア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所（従業員が常時 50 人以上）をいう。

1562 総合スーパーマーケット

15621 総合スーパーマーケット

総合スーパーマーケット等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する業態の事業所（従業員が常時 50 人以上）をいう。

少なくとも、衣、食、住にわたる各種商品を小売していて、販売額比率が各々10%以上 70%未満で従業員が常時 50 人以上の事業所（店舗）は該当します。

5 純粹持株会社〔管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記 1、2、3、4 の産業に分類されるものに限る〕

小分類 細分類

番号 版号

L728 純粹持株会社

L7282 純粹持株会社

経営権を取得した子会社の事業活動を支配することを業とし、自らはそれ以外の事業活動を行わない事業所をいう。

ただし、子会社からの収益を得ることは事業活動とはみなさない。

◇【参考】事業所の分類に際しての産業の決定方法

（日本標準産業分類一般原則 第 6 項より一部抜粋）

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは實際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額

等，又はそれらの活動に要した従業者数等を用いることとし，産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。（注）

（注）事業所の産業をこの産業分類に適用（格付）する場合は，上位分類から順次下位分類へと適用する。特に，一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は，まず，それらの経済活動を大分類ごとにまとめ，付加価値等の最も大きいものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ，その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し，以下同様の方法で小分類，細分類を決定する。